

仕 様 書

A. 一 般 事 項

1. 請 負 の 表 示 大阪大学レーザー科学研究所実験設備維持運転管理業務 1式
2. 請 負 の 場 所 吹田市山田丘2番6号
国立大学法人大阪大学レーザー科学研究所
3. 契 約 期 間 2019年4月1日～2020年3月31日まで
4. 契 約 事 項 別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 請負代金の支払 毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
6. 請 負 の 範 囲 国立大学法人大阪大学レーザー科学研究所（以下「本研究所」という。）において、本仕様書に明記する業務を行うものとする。

B. 共 通 事 項

1. 目 的

本請負は、本仕様書・別紙作業実施要領及び図面の作業項目について、受注者の責任において、本研究所の実験設備の維持運転管理業務を行うものとする。

2. 関係装置名称

- ・核融合プラズマ計測装置（以下「装置A」という。）
- ・激光XⅡ号ガラスレーザー装置（以下「装置B」という。）
- ・光源開発用光増幅装置（以下「装置C」という。）

3. 技術者の届出等

- (1) 受注者は、業務に従事させる技術者の名簿（うち総括責任者1名、責任者6名及び副責任者2名を選出）を発注者に届け出るものとする。
- (2) 受注者は、請負に関する知識及び技能を有する技術者を従事させるものとする。本請負では複数のレーザー装置や核融合実験に密接に関連する業務を行うため、作業に従事する技術者の半数以上が2年以上の実務経験を有すること。
 - ①責任者の中から総括責任者を1名選出し、責任者としての業務に加え、装置別の責任者を統括する。総括責任者は、レーザー装置を用いた経験10年以上と理学もしくは工学博士の学位又はそれと同等と判断される科学技術に対する広い知見を有すること。
 - ②責任者は、特に作業内容に関する高度な技術、技能及び知識と実務経験5年以上を有すること。
 - ③副責任者は、作業内容に関する高度な技術、技能及び知識と実務経験4年以上を有し、責任者不在時に、責任者と同等もしくは代行できる能力を有すること。

(3) 業務の体系

- ①総括責任者は責任者の業務（下記②の通り）に加え、下記の業務を行う。
 - ・業務全般と装置運用の全体を見渡し、各作業責任者の立案する作業計画の確認と修正
 - ・各装置間の連携が必要なパラメーターや事項・関連運用箇所の選定、ショットに必要な設定の指示
 - ・中長期的な視野で運用に必要な準備作業の検討、その準備の指示
- ②責任者は下記の業務を行うものとする。
 - ・作業内容と作業工程の割り振りの計画立案
 - ・日々の作業内容の指示及び監督
 - ・日々の作業終了の確認及び作業日報の作成並びに連絡調整等
- ③副責任者は技術者としての一般的な業務に加え、必要時に責任者に代わり下記の業務を行うものとする。
 - ・作業内容と作業工程の割り振りの計画立案補佐
 - ・日々の作業内容の指示及び監督
 - ・日々の作業終了の確認及び作業日報の作成並びに連絡調整等の補佐

(4) 統括責任者は、装置Cに配置するものとする。

責任者は、ペレットファクトリー・光学技術室・装置A・装置B・装置Cの各部署に配置するものとする。

副責任者は、装置A及び装置Cに配置するものとする。

なお、装置B・装置Cのレーザーショット時（9:00～21:00）には、常に責任者（総括責任者もしくは副責任者でも可）を配置するものとする。

(5) 受注者は、何らかの事情により、技術者を変更しようとする場合は、技術者交替届を本研究所に届け出るものとする。

4. 請負条件

(1) 業務は、原則として発注者の勤務時間内（9:00～21:00）に行うものとし、シフト勤務予定については本研究所より別途事前に連絡するものとする。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌1月3日まで）を除くものとする。

なお、事故発生等により特別の事由がある場合はこの限りでない。

(2) 受注者は、過去3年間に大学等研究関係施設で、業務従事者が14名以上の大型レーザー関係の実験設備維持運転管理契約を継続して12ヶ月以上行った実績を有すること。

5. 受注者の責務等

(1) 受注者は、原則として発注者の作成する作業計画表に基づいて、業務を行うものとする。

(2) 技術者は、作業を行うに際し、実験設備に異常又は故障等を発見したときは、直ちに本研究所監督職員に報告するものとする。

(3) 受注者は、毎日、作業報告書を提出するものとする。

この作業報告書には、次の事項について明確に記入するものとする。

ア 業務年月日

イ 業務作業において発見した項目の異常又は故障等の有無及びその措置

ウ 各技術者の署名

この報告書は、各技術者の責任者が本研究所監督職員に確認を受けた後、押印のうえ、本研究所検収職員の検収を受け、本研究所会計係に提出するものとする。

(4) 受注者及び技術者は、発注者の管理上の諸規定に従う他、詳細は発注者との協議事項に従うものとする。

(5) 放射線管理区域への出入りについては、放射線取扱主任者又は同補佐の許可に基づいて行うものとする。

(6) 放射線管理区域への出入りの際は、「フィルムバッチ」を必ず着用することとし、その費用は受注者において負担するものとする。

(7) 受注者及び技術者は、業務上知り得た事項を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(8) 技術者が、善良な管理者の注意義務をもって請負を行ったにもかかわらず発生した事故については、その責を免れるものとする。

なお、技術者が故意又は重大な過失により、発注者側の建物・設備等に損傷等を与えた場合は、受注者が全てその責を負うものとする。

6. 技術者の労務管理

(1) 受注者は、技術者の出勤簿を備え、出欠を明らかにするものとする。

(2) 受注者は、技術者の福利厚生（健康管理を含む。）及び労働災害（安全管理を含む。）に関する責を負うものとする。

(3) 受注者は、技術者の技能向上・安全教育を徹底させるほか、勤務態度・風紀衛生等について、常に万全の指導監督をするものとする。

C. 附 記 事 項

1. 受注者が業務を行うに際し、直接必要な光熱水料は、発注者側が負担するものとする。
2. 技術者の休憩・休息及び更衣場所は、発注者が提供するものとする。
3. 受注者が業務を行うに際し、必要な原材料・消耗品及び治工具類並びに機器等は、発注者が用意するものとする。
4. 受注者は業務を行うに際し、負傷又は、急病等の事故が発生したときは救急・治療に必要な協力を発注者に求めることができる。
5. 受注者は業務を行うに際し、技術者に常に清潔な制服を着用させるものとする。
6. その他細部について、必要な事項が生じたときは、発注者・受注者がその都度協議のうえ処理するものとする。

D. 特 記 事 項

1. 請負の範囲と内容

- (1) 業務内容については、別紙作業実施要領に従って適正に行うものとする。
- (2) 上記(1)の業務の遂行にあたっては、作業実施要領に記載のある本研究所備え付けの資料等（持ち出し・複製不可）により、業務の理解に努め、正確に作業を遂行しなければならない。

2. 請負から除外する範囲

- (1) 建物設備として、常時専門業者と保安運転管理契約を要するもの。
- (2) 実験設備及び建物設備として、常時専門業者と保守点検契約を要するもの。
- (3) 中央監視盤、（本請負業務に関連するものを除く。）電子計算機、制御盤その他雑盤の定期点検整備及びプログラムの作成・変更を要するもの。ただし、実験用データベースの維持・管理は除く。
- (4) 軽微な調整、点検、補修を除く営繕工事、移転工事及び改造工事並びに増設工事を要するもの。
- (5) 階高4 m以上の高所作業（標準脚立、伸縮台を使用できないもの。）を要するもの。
- (6) その他特殊設備で専門的技術を要するもの。

3. 非常の際の処置

- (1) 停電、断水その他の災害が発生した場合は、受注者は、発注者と共に、事故範囲を最小限にとどめるよう処置し、その処理については適宜業務の補完に努めること。
- (2) 放射線管理区域において、事故が発生した場合は、直ちに発注者の放射線取扱主任者に通報すると共に、発注者と共に安全の確保に努めること。
- (3) その他非常の事態が発生した場合は、発注者の責任者との協議事項に従って適宜業務の補完に努めること。